

名古屋国税職員労働組合審査会規則附則第三条第一項に規定する審査会長による提案の議決に基づき、名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を次のように改正する。

第六条第六号及び第十条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日に施行する。